

株式会社グローバル「(仮称)白島冲着床式洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和2年8月28日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)白島冲着床式洋上風力発電事業環境影響評価方法書について、株式会社グローバルに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、北九州市長及び福岡県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

なお、当該案件は、第2種事業であるが、環境影響評価法第4条第6項の規定に基づき、環境影響評価その他の手続を行うこととしたものであるため、計画段階環境配慮書に係る手続は行われていない。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：福岡県北九州市白島沖  
原動力の種類：風力(洋上)  
出 力：最大9,900kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 元年12月16日
住民意見の概要等受理	令和 2年 6月10日
北九州市長意見受理	令和 2年 7月28日
福岡県知事意見受理	令和 2年 7月31日
経済産業大臣勧告発出	令和 2年 8月28日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内  
電話03-3501-1742(直通)

株式会社グローバル「(仮称)白島沖着床式洋上風力発電事業環境影響  
評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 本事業は、白島周辺の鳥類に影響を与える可能性があることから、陸上で実施するラインセンサスにおいては、植生の確認を行うとともに、定量的な評価となるように調査地点又は調査回数を検討し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 鳥類の調査に当たっては、船舶トランセクト調査だけではなく、渡り鳥及び猛禽類の調査、レーダー調査の実施を検討するなどして、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 藻場が存在する可能性があるため、事業実施区域内において、藻場の調査を実施すること。調査に当たっては、現状と事業の影響による流況の影響や底質の状況を考慮して、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(北九州市長及び福岡県知事からの意見書の写しを添付)